

## 鷹栖町民有林等活性化推進事業補助金交付規則

### (目的)

第1条 本規則は、森林環境譲与税の活用に向けた基本方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進める事業の支援に係る補助金の交付に関し必要な事項を定める。

### (補助対象事業等)

第2条 本事業における事業区分、事業内容、基準要件、補助対象者、補助金額は別表1のとおりとし、その他特記事項は別表2のとおりとする。

### (補助金交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 位置図（事業実施箇所が分かるもの）
- (3) 事業予算一覧表（別記様式第3号）
- (4) 団体の規約（団体の構成、活動内容等が分かるもの）
- (5) 町税等納付状況調査同意書（鷹栖町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例施行規則別記様式第1号）

### (補助金交付決定)

第4条 町長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において速やかに補助金の交付決定をする。

- 2 町長は、前項の決定の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき、修正又は必要な条件を付することがある。

### (補助金交付決定等の通知)

第5条 町長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を当該申請者に交付決定通知書（別記様式第4号）により通知する。

- 2 町長は、補助金を交付することが適当でないとしたときは、当該申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知する。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合は、当該通知に係る決定の内容及びこれに付した条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、補助金交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第7条 町長は、補助金の交付決定をした後に、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別の事情により補助事業の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、第14条の規定による補助金額の確定後に交付する。ただし、町長は、補助事業の遂行上必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

2 申請者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書（別記様式第19号）を町長に提出しなければならない。

3 補助金の概算払の額は、第5条又は第9条第2項に定める交付決定通知書に記載した補助金の額の全額以下の額とする。

4 町長は、第2項の申請に基づき概算払いをすることを決定したときは、補助金概算払の決定（別記様式第20号）により申請者に通知する。

(決定の内容の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容に変更が生じたときは、遅滞なく変更交付申請書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の2割以内の減であり、事業区分に変更がない場合はこの限りではない。

(1) 変更事業計画書（別記様式第6号）

(2) 位置図（事業実施箇所が分かるもの）

(3) 変更事業予算一覧表（別記様式第7号）

2 町長は、前項の補助金の変更交付申請があったときは、当該変更申請の内容を審査及び調査し適正と認められるものにつき、速やかに補助金交付の変更の決定をし、

補助金変更交付決定通知書（別記様式第8号）により申請者に通知する。

3 町長は、前項の審査を経て、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、第5条第2項を準用する。

4 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業を廃止しようとするときは、遅滞なく廃止承認申請書（別記様式第9号）を町長に提出し、廃止承認書（別記様式第10号）による承認を受けなければならない。

（補助事業の遂行）

第10条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく町長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

（状況報告等）

第11条 町長は、補助事業の適正を期するため、必要があるときは補助事業者に対して当該補助事業に関して報告、又は町長が指名する検査員（以下「検査員」という。）にその事務所等に立ち入り、帳簿並びに書類の検査若しくは関係者に質問させることができる。

（補助事業の遂行等の指示）

第12条 町長は、補助事業者が提出する報告書等により、補助事業が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを書面にて指示する。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該通知を受理した日）から起算して30日以内（ただし、町の会計年度終了日までとする。）に、実績報告書（別記様式第11号）に次の各号の書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長は、補助事業者が期限内に実績報告書を提出できない特別の事情があると認めるときは、当該報告書の提出期限を延長することができる。

- (1) 事業実績書（別記様式第12号）
- (2) 事業実施経費一覧表（別記様式第13号）
- (3) 記録写真等
- (4) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、補助事業が完了したときは、検査員に命令し検査を行わせ、検査調書（別記様式第14号）を作成させる。

（補助金の額の確定）

第14条 町長は、前条第2項の規定による検査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対し補助金確定通知書（別記様式第15号）により通知する。

（是正のための措置）

第15条 町長は、第13条第2項の規定による検査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを書面（別記様式第16号）にて指示する。

2 第13条及び前条の規定は、前項の規定による指示に従って行う是正の措置について準用する。

（決定の取消し）

第16条 町長は、補助事業者が補助金を他の用途に流用し、その他補助事業に関して補助金交付決定の内容、又はこの規則若しくはこの規則に基づく町長の指示に違反、若しくは従わないとき又は虚偽の申請、その他不正な行為があったときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用する。

3 第1項に規定する取消しは、その旨を書面（別記様式第17号）により補助事業者に対し通知する。

（補助金等の返還）

第17条 町長は、前条の定めにより交付決定を取り消した場合は、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定め、補助金返還請求書（別記様式第18号）により返還を請求する。

2 交付すべき補助金額を確定した場合は、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定め返還を請求する。

（補助事業者の責務）

第18条 補助事業者は、補助事業により効用の増加した財産について、完了年度の

翌年度から起算して5年以内に、事業施行地を森林以外の用途に転用（売渡しや譲渡又は賃借権・地上権等の設定をさせた後、事業施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為、又は事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為（補助事業等による森林作業道整備事業、又は林業専用道事業により整備した施設の維持管理に必要な行為は除く。）、その他補助の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ町長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林につき、交付を受けた補助金相当額を返還する。

2 鷹栖町森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額を返還する。

（帳簿及び書類の備付け）

第19条 補助事業者は、当該補助事業に関する費用の収支、その他補助に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（理由の提示）

第20条 町長は、第12条若しくは第15条の規定による指示をするとき、又は第16条第1項に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示す。

附 則

この規則は、令和2年9月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月24日から施行し、令和3年5月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

事業区分	事業内容	基準要件	補助対象者	補助金額
森林整備 の促進	除伐	下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分において行う不用木の除去、不良木のとう汰とする。	森林組合又は森林法施行令（昭和26年政令276号）第11条第8号に規定する団体及び森林経営計画の認定を受けた者	北海道が定める「造林事業標準単価」及び「造林事業補助金査定基準」に基づき、次のとおり算定する。 1 補助金額＝標準経費×75%以内（予算の範囲内とする。また、申請年度と同一年度に森林環境保全直接支援事業の同事業内容により補助金の交付を受けている森林については、補助率を7%以内とする。） 2 標準経費＝（作業種別1ha当たり標準単価計＋1ha当たりの間接費）×事業量
	保育間伐	適正な密度管理を目的として7齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不良木の除去、不良木のとう汰とする。		
	間伐	適正な密度管理を目的として12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね50%上回る森林、立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであつて鷹栖町森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分で行う不用木の除去、不良木のとう汰、搬出集積とする。		

森林整備 の促進	下刈	植栽により更新した2齢植栽により更新した2齢級以下（コンテナ苗を植栽した場合は1齢級以下（植栽の健全な成長を促すために必要な場合は2齢級以下）。複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。	森林組合又は森林法施行令（昭和26年政令276号）第11条第8号に規定する団体及び森林経営計画の認定を受けた者	北海道が定める「造林事業標準単価」及び「造林事業補助金査定基準」に基づき、次のとおり算定する。 1 補助金額＝標準経費×68%以内（予算の範囲内） 2 標準経費＝（作業種別1ha当たり標準単価計＋1ha当たりの間接費）×事業量 3 枝打ちの標準単価については、カラマツ林は北海道が定める標準単価を適用し、その他針葉樹林は打上高2m以上4m未満の時は110%、4m以上の時は150%を標準単価に乗じた額を適用する。
	枝打ち	次のいずれかに該当すること。 ア 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去 イ 12齢級以下の林分において間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去		
	鳥獣害防止 施設等整備	野ねずみの食害を防止するため、人工造林地（樹下植栽等を含む。）において実施する殺そ剤の散布		
	森林作業道 整備	森林所有者又は林業事業者等が森林整備事業や境界等現地調査等を実施するために必要な民有林内の林業作業道等の改良及び維持管理 (1) 道路改良 土工、路体強化、砂利敷き、法面強化、幅員拡幅等及び簡易構造物等（擁壁工等）排水施設の設置等（災害等により通行不能となった道路の復旧も含む） (2) 維持管理 路面路肩及び法面の草刈、排水路土砂撤去、簡単な倒木等の処理等		

普及 促進	林歩道の 新設・改修	地域森林計画(森林法第5条)の対象となる森林内の雑草木の刈払い や倒木・枯損木の除去活動に対する補助。	鷹栖町民又は 森林所有者等 の実施地の実 情に詳しい方 (合計3名以 上)で構成され ている団体組 織	1団体あたり合計40万円 以内とする。(予算の範囲内)
	活動推進	地域森林計画(森林法第5条)の対象となる森林をフィールドとした 教育・文化活動で、森林に触れ親しみ、森林の多面的機能の周知を図 る体験活動に対する補助。(営利目的の事業は除く)		



別表 2 (第 2 条関係)

特 記 事 項
<p>(1) 事業規模は、1 施行地の面積が 0.1ha 以上とする。なお、1 施行地とは、接続する区域を原則とし、事業主体が事業申請する際の最低単位とすることができる。</p>
<p>(2) 森林整備の促進の施行地は、鷹栖町森林経営計画に認定されている、又は今後認定されることが見込まれる森林とする。</p>
<p>(3) 申請年度と同一年度に同事業内容により森林整備に関わる補助金の交付を受けている森林については対象とならない。ただし、除伐、保育間伐、間伐事業を実施した森林で、森林環境保全直接支援事業により補助金の交付を受けた森林についてはその限りではない。</p>
<p>(4) 保育間伐、間伐において、不良木のとう汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の 20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から 20%未満とすることが適切であると判断される場合は 10%）以上伐採する場合に補助対象とする。</p>
<p>(5) 除伐において、不用木の除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）のみを実施する場合は、原則として不用木を全て除去する場合に補助対象とする。</p>
<p>(6) 保育間伐及び間伐の伐採率については、上記(4)に定める下限のほかに上限は特に設けないが、鷹栖町森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法に留意して間伐を行う。</p>
<p>(7) 除伐、保育間伐、間伐の実施にあたっては、過去 5 年以内に同一施行地において北海道の補助事業、及び本事業による除伐、保育間伐、間伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、上記(4)の規定により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され、又は施業体系から伐採率を 20%未満とすることが適切であると判断され、10%以上 20%未満の伐採が行われた保育間伐、間伐の施行地については、その実施から 5 年を経過していなくても実施することができる。</p>
<p>(8) 保育間伐及び間伐において、気象害等の被害を受け不良木となったもののとう汰を実施する場合については、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性公益性の観点から必要と認められる場合において、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去 5 年以内に保育間伐、間伐又は更新伐が実施された施行地であっても実施することができる。また、保育間伐においては、12 齢級まで実施することができる。</p>
<p>(9) 枝打ちについては、枝打ちの高さは地上おおむね 8 メートルを上限とする。</p>
<p>(10) 森林作業道整備については、森林施業の効率性の向上に貢献しない整備は対象としない。</p>
<p>(11) 標準単価は、北海道が定める「造林事業標準単価」を準用する。</p>
<p>(12) 普及促進は、同一小班内の補助対象期間は 3 年以内とする。</p>

- (13) 普及促進に係る対象経費は、作業日当、講師謝金、委託料、活動に係る保険料、借上料、周知に係る印刷費及び広告料等、事業に係る手数料、消耗品費(ただし、飲食に係るものは含まない)とする。
- (14) 作業日当は、1時間当たり2,100円、講師謝金は、1回あたり20,000円を上限とする。
- (15) 普及促進は、森林に触れ親しむことを目的とすることから、不特定多数の人に周知し参加できるもの、または不特定多数の人が利活用できる場となるものに限る。